第 479 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 5 年 10 月 20 日 (金) 10:00~ 岐阜合同庁舎 5 階共用第一会議室

	—————————————————————————————————————
平野室長	定刻となりました。
	本日は御多用のところ第479回岐阜地方最低賃金審議会
	に御出席賜り厚く御礼申し上げます。
	本日は、公益代表の寺本委員、労働者代表の杉田委員が
	御欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項
	に規定する定足数を満たしており、本会が有効に成立して
	おりますことを御報告いたします。
	また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をし
	ましたところ、傍聴の申込はございませんでした。
	それでは、ここからは高橋会長に進行をお願いいたしま
	す。
	皆さん、改めて、おはようございます。
	これより第479回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたし
立括 人目	ます。
高橋会長	議題1「特定最低賃金の改正決定について」です。
	各特定最賃専門部会の結論について事務局から報告を
	お願いします。
	それでは、各専門部会の審議結果を御報告いたします。
安藤室長補佐	お手元の資料を御覧ください。資料№1が3業種の結
	果、資料№2と3が答申文、資料№4は専門部会報告書の
	写しです。
	資料No.1 (1ページから2ページ)を御覧ください。
	まず、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金について
	です。
	10月12日開催の第3回専門部会において、改定額1,005
	円、引上げ額 33 円、引上げ率 3.40%、全会一致での結審
	となり、審議会令第6条5項を適用し答申を受けました。
	改正発効日は 12 月 21 日を見込んでいます。

次に、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業最低賃金です。 10月16日開催の第3回専門部会において、改定額965 円、引上げ額 36 円、引上げ率 3.88%、全会一致での結審 となり、審議会令第6条5項を適用し答申を受けました。 改正発効日は12月21日を見込んでいます。 最後に、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金です。 10月10日開催の第3回専門部会において、審議を尽く しましたが、労使の主張に隔たりがあり、公益委員の提案 により改定額 1,031 円、引上げ額 40 円、引上げ率 4.04% により採決し可決されました。 したがって、全会一致の議決に至らず、審議会令第6条 5項の適用ができなかったことから、本日の審議会で審議 していただくことになりました。 以上です。 ありがとうございました。 それでは、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門 高橋会長 部会の結論について、青木部会長から報告をお願いいたし ます。 おはようございます。 それでは、報告いたします。 7月27日に岐阜労働局長から岐阜地方最低賃金審議会 に対し「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」に係る 改正決定についての諮問がなされ、8月7日に専門部会が 設置されました。 青木部会長 その後、9月11日、10月2日及び10月10日の3回に わたり専門部会を開催し、全会一致の決定を目指し審議を 重ねてまいりましたが、残念ながら意見が一致することに なりませんでした。 この間労働者側からは、「新型コロナの影響で業績は悪 化したものの、需要回復の兆しがあり、2024年にはコロナ 前の水準に戻ると言われている。

また、コロナ禍において業績が低迷したことによって、 労働者が減っているため、この先好況となった時に人手不 足が予想される。その上で岐阜県航空機最低賃金は、愛知 県地域別最低賃金を下回っており、愛知県との賃金格差が 生じていることが、労働力流出の原因の一つとなっている ことから、特定最低賃金を引上げることによって航空機産 業の魅力を高め優秀な人材の確保定着を図ることで産業 の発展に繋がる。」との御意見でした。

これに対し使用者側からは、「一番低い水準の労働者に対しセーフティネットの観点で賃上げを議論することは大事ではあるが、現在の航空機最低賃金 991 円は他の業種より高い水準であることを踏まえた議論が重要である。

また、愛知県の輸送用機器最低賃金 997 円との比較で言うと、岐阜の航空機最低賃金は、ほぼ同水準であることから、岐阜の航空機だけ頑張る必要はないのではないか。

しかしながら、非常に人が採りにくい中、この地域は自動車産業に人が流れる傾向があり、採用に苦戦している状況を考えると、小規模事業場の立場もあるが、それなりに最低賃金を上げて、世の中にアピールする必要がある。但し、上げすぎて将来経営を圧迫することになっては困るので、バランスを見ながら引上げ額の議論をしていきたい。」との御意見をいただきました。

金額については、労働者側から、現在の航空機最低賃金991円に昨年10月から今年6月までの物価上昇率4.3%を乗じた43円、これに昨年の岐阜県最低賃金の引上額30円と航空機最低賃金の引上げ額20円の差額である10円を加え、53円(5.35%)引上げ1,044円が提示されました。

その後協議を重ね労側からは 50 円に歩み寄りがあり、 最終的には 41 円 (4.14%) 引上げの 1,032 円が示されま した。

一方、使用者側からは、特定最低賃金は企業の支払能力 の観点から決定すべきであり、業績が良い時は上げ悪い時 は自重すべきもので、物価上昇率は考慮すべきではないとし、現在の航空機産業の経営状況は厳しいこと。

また、地域別最低賃金の政府目標額が 1,000 円であった ことから、9円(0.91%)引上げ、1,000 円が提示されまし た。

その後協議を重ね、使側から 18 円に歩み寄りがあり、 最終的には 28 円 (2.83%) 引上げ 1,019 円が示されました。

その後も労使双方の主張、御意見を伺い十分に協議を重ねましたが、新たな金額提示がなかったため労使双方の同意の上、公益見解を出しました。

公益見解としましては、愛知県最低賃金との格差による 人材流出を防ぎ、岐阜県の航空機産業の発展を持続させる べきとの観点に立って、その上で地賃に対する特賃の優位 性を考慮し、航空機産業の発展を後押しする必要があるこ と、そして特定最賃の適用労働者についても物価高の影響 を受けていることから、物価上昇率 4.3%を考慮する必要 があること。

一方で業況に基づく支払能力に使用者側の委員から、強い懸念が示され航空機産業の業況回復が十分でないということ等を総合的に勘案し、公益からは、40円(4.04%)引上げ1,031円を提案いたしました。

そして、公益提案に関し採決を行ったところ、賛成4名、 反対2名で可決され、同日専門部会報告書を作成いたしま した。

以上が専門部会における審議の概要です。

高橋会長

ありがとうございました。

それでは、事務局で専門部会報告書の写しを読み上げて ください。

安藤室長補佐

それでは読み上げます。

資料No.4 (11 ページから 13 ページ) を御覧ください。 (専門部会報告書の朗読)

高橋会長	ありがとうございました。 ただ今の専門部会報告の「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金については、時間額 991 円を 40 円引上げ 1,031 円とする。」という結論について、御意見がございましたらお伺いいたします。 まず、労働者側委員いかがでしょうか。
労側委員	特にありません。
高橋会長	使用者側委員いかがでしょうか。
川本委員	使用者側から意見を述べさせていただきます。 航空機の特定最賃につきましては、使側から、産業の置 かれた構造的な現状や目下の業績や収益の現状を踏まえ た提案をさせていただきましたが、それが受け入れられな かったと認識しております。 現状でも991円と、県内では最も高い特定最賃の水準で す。そこから更に率にして4%、額にして40円という提 示を公益委員がされたことにつきましては、受け入れ難く 思っておりますし、残念な結果だったと思っております。 特定最賃議論の今後のその在り方についても、見直して いく必要があるのではないかと感じた次第です。 以上です。
高橋会長	ありがとうございました。 それでは、先程の専門部会報告の採決を行いたいと思います。 「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金については、 時間額 991 円を 40 円引上げ 1,031 円とする。」という専門 部会報告の結論に賛成の方は挙手をお願いいたします。
各委員	(賛成:7名举手)
高橋会長	それでは反対の方は挙手をお願いします。

各委員	(反対:5名挙手)
高橋会長	採決の結果、会長である私を除き 賛成7名、反対5名 ということでございました。 賛成多数により専門部会報告の結論を当審議会の結論 として答申することといたします。 事務局で答申案を準備してください。
事務局	(答申案を配布)
高橋会長	それでは、事務局で答申案を読み上げてください。
安藤室長補佐	(答申案を朗読)
高橋会長	ありがとうございます この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし。)
高橋会長	ありがとうございました。 では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を用意してください。
	(高橋会長、千葉局長、会場中央へ移動)
安藤室長補佐	(会長に答申文を手渡す)
高橋会長	答申いたします。 (局長に答申文を手渡す)
千葉局長	ありがとうございました。
	(高橋会長、千葉局長、席に戻る)
千葉局長	ただ今、岐阜県航空機・同附属品製造業の改正決定につきましての答申をいただきました。

委員の皆様におかれましては、これまで、慎重かつ精力的に調査審議を重ねていただきましたことに深く御礼を申し上げたいと思っております。

また、先程御報告申し上げましたように、10月12日に「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」、10月16日に「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」がそれぞれの専門部会におきまして「全会一致」で議決され答申をいただいておりますので、本日、全ての特定最低賃金の答申がなされたことになります。

改めて公益委員の方々を初めといたしまして、各委員の 皆様に厚く御礼を申し上げます。

早速、この答申をもとに所要の手続きを取ることにいたします。

誠にありがとうございました。

高橋会長

全ての専門部会において結審をしていただきました。

参加された委員の皆様におかれましては、慎重かつ精力 的な調査審議をしていただいたと思っております。

大変ありがとうございました。

お疲れ様でございました。

それでは、改めてですが、今年度の特定最低賃金の審議 全般について、何か御意見、御質問等がございましたらそ れぞれの委員の方にお伺いしたいと思います。

まず、労働者側委員の方いかがでしょうか。

栗本委員

労側の方から発言させていただきたいと思います。

今年の特定最賃の審議に当たりましては、公益委員の先 生の皆様方、使用者側の皆様に御協力いただきましたこと にまずは感謝申し上げたいと思います。

最後、労働者側としてそれぞれ3業種の意義について一 言ずつ発言させていただきたいと思います。

まず、私の方からは、電機の特定最賃として労側として述べさせていただきたいと思います。

審議の中でも発言させていただいておりますが、電機産 業は岐阜の基幹産業の1つです。将来性のある電機産業の 魅力を高め継続的に発展させていくことが、そこで働く人 たちの生活の維持向上につながるものであり、その点につ きましては労使共通で目指すところと考えております。 今年度は使用者側の方から、岐阜県内の電機産業の魅力 につながる金額を提示いただいたと考えております。特定 最賃は産業を発展させる1つの手段でありますので、岐阜 県内の電機産業の魅力ある適正な金額に向けて来年以降 も継続的な審議をお願いしたいと思います。 改めまして、おはようございます。 自動車の奥村です。 今回、自動車につきましては過去最高額、それから過去 最高引上げ率ということで御尽力いただきました各委員 の皆様には、この場を持って御礼を申し上げたいというふ うに思っております。 先程栗本委員からもお話がありましたように、各産業の 魅力をどう上げていくかということが、今後どの産業も課 題になってくるかと思います。やはりそこで働く人が、ど 奥村委員 れだけエンゲージメントを高く働くか、これは内圧的要因 もございますし外圧的な要因もあるかと思います。その外 圧的要因の一つが賃金というところであるかというふう に思っておりますので、そういった部分を継続的に労使お 互いに良好な関係に取り組んでいくことが、産業の発展、 産業の魅力向上、維持向上に繋がるかなと思っております ので、来年も引き続き良い労使の関係の下、こういった結 果を出せればなというふうに思っております。 ありがとうございました。 航空機の村上です。 改めてですが、長時間にわたり審議いただきましてあり 村上委員 がとうございます。

労側としても全会一致を基本に臨んだわけですが、それ

に至らなかったのは非常に残念なんですが、そうは言っても労使共に、それぞれの立場で慎重に審議した結果だろうと重く受け止めております。 引続き航空機が魅力ある産業であるためにどうしていくべきか、そのところも含めて引続き労使で議論させてい

ただければと思っておりますので、よろしくお願いいたし

ありがとうございました。

ます。

高橋会長

ありがとうございました。

それでは、使用者側いかがでしょうか。

まず、電機産業について申上げたいと思います。

今回の金額について使用者側の思いを述べさせていた だきます。

岐阜県の電機産業を魅力ある産業として引続き労使で 発展させていただくことは必要であることを使側として も認識しております。

そのためには売上損益を拡大することが必要です。一方で最低賃金、特定最低賃金の引上げも一要素であることは否定いたしません。

澤村委員

現在の特定最賃は他産業との格差があり、1,000円に到達していないという実態にも鑑み交渉の過程においてプラスアルファーした金額であることを御理解いただきたいと思います。

そしてもう一点、現在行政によって企業が賃上げしやすい環境整備として支援策を講じていただいておりますが、補助金等、特に中小企業への支援を引続き行っていただくこと、これが前提としたうえでの金額であることを御理解いただきたいと思います。

そして行政には、引続き継続して中小企業の支援をお願いしたいと思います。

審議全般について申上げたいと思います。

今回3業種ともそれぞれ置かれた状況が違う中で審議

をさせていただいたかと思います。

結果として1業種航空機が全会一致に至らず、使用者側 反対という結果になり、使用者側が主張する提案を御理解 いただけなかった事は残念な結果だったと思っておりま す。

今回の結果を重く受け止め、しっかり総括をさせていた だきたいと思います。

そして使用者側としては、今一度この特定最賃の役割、 向き合い方を確認し、どのように対応していくべきか、考 えなければならないと思っております。

それぞれの産業の置かれた状況や取巻く環境等をしっかり考慮した上で、改正決定の必要性の有無も含めて慎重に審議していかなければならないと考えております。

一方で産業が更に発展していくことについては、労使の協力が必要なことでございますので、引続き労働者側の皆様の御協力をいただきながら産業発展ということについて取組んでまいりたいと思っております。

以上です。

自動車の竹中です。

まずもって、今年も我々の属する自動車産業は賃金だけではなく、将来に向けての在り方に関して、労側を含め公益の方々共に一緒に建設的な議論ができたことをありがたく思っております。

この場を借りて御礼申上げます。

竹中委員

我々の自動車産業ですが、大きな交通変革の中にあります。ガソリン車からEV化が進み自動車の作り方そのものが大きく変わろうとしている。

本当に大きな変革期かなと思っております。そうした中で、自動車産業はその分非常にすそ野が広い分、中小零細企業に働く方も多いという認識をしております。

そうした中で我々の自動車産業は、これから目先の賃上 げだけに捉われるだけではなくて、中小企業にとって持続

	<u> </u>
	可能な範疇で、賃上げがどうあるべきなのかということを
	これからも建設的な意見を取り交わしできたらと思って
	いますので、また来年もどうかよろしくお願いいたしま
	す。
高橋会長	ありがとうございました。
	労使双方の委員の方から大変有意義な御意見を頂戴す
	ることができたと思います。
	ありがとうございました。
	次に、 議題2「専門部会の廃止について」 でございます。
	事務局から説明をお願いいたします。
	それでは説明します。
	最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専
	門部会はその任務を終了した場合は、審議会の議決により
	廃止する」と規定されています。
	岐阜県最低賃金専門部会は、既にその任務を終了してい
平野室長	ますので、本日付けで廃止する議決をいただきたいと考え
	ております。
	また、特定最低賃金3業種の専門部会については、異議
	 申出が無かった場合は、異議申出期間の満了をもって廃止
	するとの議決をお願いしたいと思います。
	以上です。
	それでは、「岐阜県最低賃金専門部会を本日付けで廃止
	すること」並びに「3件の特定最低賃金専門部会について、
高橋会長	異議申出が無かった場合、異議申出期間の満了をもって廃
	止すること」について議決をしたいと思います。
	よろしいでしょうか。
4	
各委員	異議なし
高橋会長	異議なしということで、事務局からの提案どおり、それ
	ぞれの専門部会を廃止することといたします。
	次に 議題3「その他」 についてです。
	事務局から何かありますでしょうか。
•	•

連絡事項が2点あります。

まず、今後の審議日程について御説明いたします。

答申に対する異議申出があった場合、異議申出対応の本 審を、11月7日(火)午前10時から開催いたします。

開催の有無につきましては、異議申出期間終了日となります、開催前日の11月6日(月)の当局閉庁時刻である午後5時15分以降にメールによりお知らせします。

但し、11月6日午後5時15分の閉庁後に郵便ポストに 異議申出書が提出されることも考えられますので、閉庁後 に異議申出の提出があった場合は、翌11月7日この日は 開催当日になりますが、午前9時までに電話及びメールに て、開催の有無について連絡させていただきます。

また、開催することになった場合の開始時刻は午前 11 時になりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

平野室長

ただ今説明しました内容につきましては、11月7日の審議会開催通知書の別添に記載しておりますので御確認ください。

当日の連絡がなかった場合については、開催無しと記載しましたが、再度検討しまして混乱があってはいけませんので、必ず 11 月7日午前9時までに電話、メールさせていただきます。

電話に出られない場合はメールの方を見ていただくということでお願いしたいと思います。

2点目となります。

8月23日に開催されました第478回岐阜地方最低賃金 審議会において、審議会会長から岐阜労働局長に対し、「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望について」の、建議がなされたところですが、本建議につきましては、9月7日付けで岐阜労働局長から厚生労働大臣へ

	上申しましたことを御報告いたします。
	以上です。
高橋会長	ありがとうございました。
	その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。
各委員	(なし)
高橋会長	それでは、本日の審議会は閉会といたします。 次回審議会は、異議申出が無かった場合、来年3月21日 (木)午後4時から開催いたします。 皆様お疲れ様でした。 ありがとうございました。